

介護事業経営実態調査等について

介護給付費分科会等において指摘された課題

- 平成27年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）（平成27年1月9日）
 - ・ 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見（例えば調査対象期間など）も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう、引き続き調査設計や集計方法を検討する。
- 平成26年度介護事業経営実態調査結果の概要（抄）（平成26年10月15日 第110回介護給付費分科会）
 - ・ 施設系サービスの収支は本体サービスで基本的に完結している一方、居宅サービスは利用者が複数のサービスを組み合わせて利用し、また、事業者も複数のサービスを一体的に提供していることが多く、これらのサービスに係る費用が適切にサービス毎に按分できない場合がある等の調査上の限界がある。
（実際に、居宅系の個々のサービスの値の分布は施設系と比較して相対的にばらつきが大きい傾向がある。）
 - ・ 創設後間もなく稼働率が低調である等の課題も考えられるサービスや有効回答数が少ないサービスの調査結果については、それ以外のサービスとは同列に扱うべきではない。
 - ・ 実際の事業は法人単位で実施され、法人としての収支や経営の状況は必ずしもサービス毎の収支差率等とは一致しない。また、本調査による介護サービス毎の収支差率と、法人単位で把握した他産業の収支差率を単純に比較すべきではない。
 - ・ 母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次の調査に向けて改善を進めていく。
- 平成27年度予算編成における大臣折衝事項（抄）（平成27年1月11日）
 - ・ 次回の介護サービス料金改定（介護報酬改定）に向けては、サービス毎の収支差その他経営実態について、財務諸表の活用の在り方等を含め、より客観性・透明性の高い手法により網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「介護事業経営実態調査」において確実に反映させる。

介護事業経営実態調査等に係る当面のスケジュール (現時点での案)

- ・ 平成 27 年 6 月 25 日 介護給付費分科会で論点等について検討
- ・ 平成 27 年 9 月～ 11 月 介護事業経営調査委員会で調査対象期間などの
具体案を検討（この間、適宜、介護給付費分科
会において検討）
- ・ 平成 27 年 12 月 平成 28 年度調査の調査票等の具体案を介護事
業経営調査委員会にてとりまとめ、その後介護
給付費分科会において検討・承認
- ・ 平成 28 年度 介護事業経営の調査実施

論点 1－① 調査対象期間

1. 現状	・ 介護事業経営実態調査については、介護報酬改定の前年 3 月（1 か月分）の収支等の状況を調査 ※可能な限り、介護報酬改定に直近の事業所の収支状況を反映させるため。
2. これまでの指摘	・ 単月の調査では季節変動や特殊要因の影響を受ける可能性もあり、1 年分の収支を把握すべきではないか。
3. 論点	・ 1 年分の収支等の状況を調査することをどう考えるか。 ・ 収支状況の把握、キャッシュフローの状況の把握等を含め、財務諸表の活用のあり方について、どのように考えるか。 ・ 1 年分の収支等の状況の調査を行う場合、決算時期との兼ね合いから、従前より調査時期、集計が遅くなり、分科会の議論に影響を及ぼす恐れがあることについて、どのように考えるか。



4. 分科会 での意見	・ 単月ではなく 1 年分とすることが妥当である。 ・ 単月では実態の把握はできないので、複数月にすべき。 ・ 調査を精緻にすると有効回答が下がる。複数月でよいのではないか。 ・ 集計が遅くなるというが、医療経済実態調査では 1 年分が把握できている。調査のやり方次第ではないか。
------------------------	---



5. 論点 整理	・ 1 年分の収支等の状況を調査することについて、どう考えるか。 <メリット> ・ 季節変動や特殊要因等の影響を可能な限り排除できる。 <デメリット> ・ 決算時期との兼ね合いから、従前より調査時期、集計が遅くなる。 ※26年調査 3月末調査票配布 4月末提出期限 10月公表 29年調査 5月末社会福祉法人、医療法人の決算時期 ・ 集計期間が短くなった場合、有効回答率の低下が見込まれる。
---------------------	--

6. 経営調査委員会
で検討頂
きたい事
項

- ・ 1年分の収支等の状況の調査を行う場合のメリットや課題を踏まえ、
どのような対応が考えられるか。

1年分の把握を行う場合のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	社会福祉法人・ 医療法人等決算 作成期限(5月 末日)	<介護:平成29年調査イメージ> 調査票配布:5月末 回収期限:6月末日 督促・集計作業					
		<介護:平成26年調査実績> 調査票配布:3月末 回収期限:4月末日 督促・集計作業				<介護> 経営調査委員会 (10月3日) 介護給付費分科 会(10月15日)	
		<医療:平成25年調査実績> 調査票配布:5月末 回収期限:7月末日 督促・集計作業					<医療> 調査実施小委 (11月6日) 中医協総会 (11月6日)

論点 1－② 複数年のデータ把握

論点 1－③ 実態調査と概況調査の関係

1. 現状	○複数年のデータ把握 ・介護報酬改定の前年3月（1か月分）の収支等の状況を調査 ○実態調査と概況調査の関係 ・従前の改定の場合、 概況調査 → 改定後1年目の1年分を調査（通年調査） ※ 介護報酬改定後の概況（全体的な傾向）を把握するため 実態調査 → 改定後2年目の3月（1か月分）を調査 ※ サービスごとの直近の収支差を把握するため
2. これまでの指摘	○複数年のデータ把握 ・医療経済実態調査では、同一の病院、診療所等について、改定前後の複数年の収支を把握しているが、経営実態調査では、どのように考えているのか。

	○複数年のデータ把握 ・医療経済実態調査と同様に、同一事業所の複数年の収支の把握をどう考えるか。 ・複数年の収支等の状況を把握する場合、集計・分析項目が増加することから、集計がこれまでより遅くなり、分科会の議論に影響を及ぼす恐れがあることについて、どのように考えるか。
3. 論点	○実態調査と概況調査の関係 ・実態調査（改定後2年目）を仮に通年調査とした場合（論点1－①）、概況調査（改定後1年目）の実施をどのように考えるか。 ＜考えられるメリット＞ ・改定後1年目のデータにより、分科会での検討開始時点から収支等の概況が把握できる。 ・実態調査（改定後2年目）とあわせることで、より多くの収支等の状況が把握できる。 ・複数年のデータ把握のような集計に時間を要する調査について、時間的余裕のある概況調査（改定後1年目）で対応することが考えられる。 ※今回は、平成29年4月の消費税率の引き上げ対応のため、概況調査（改定後1年目の27年度分の調査）は不可欠である。（資料2参照）

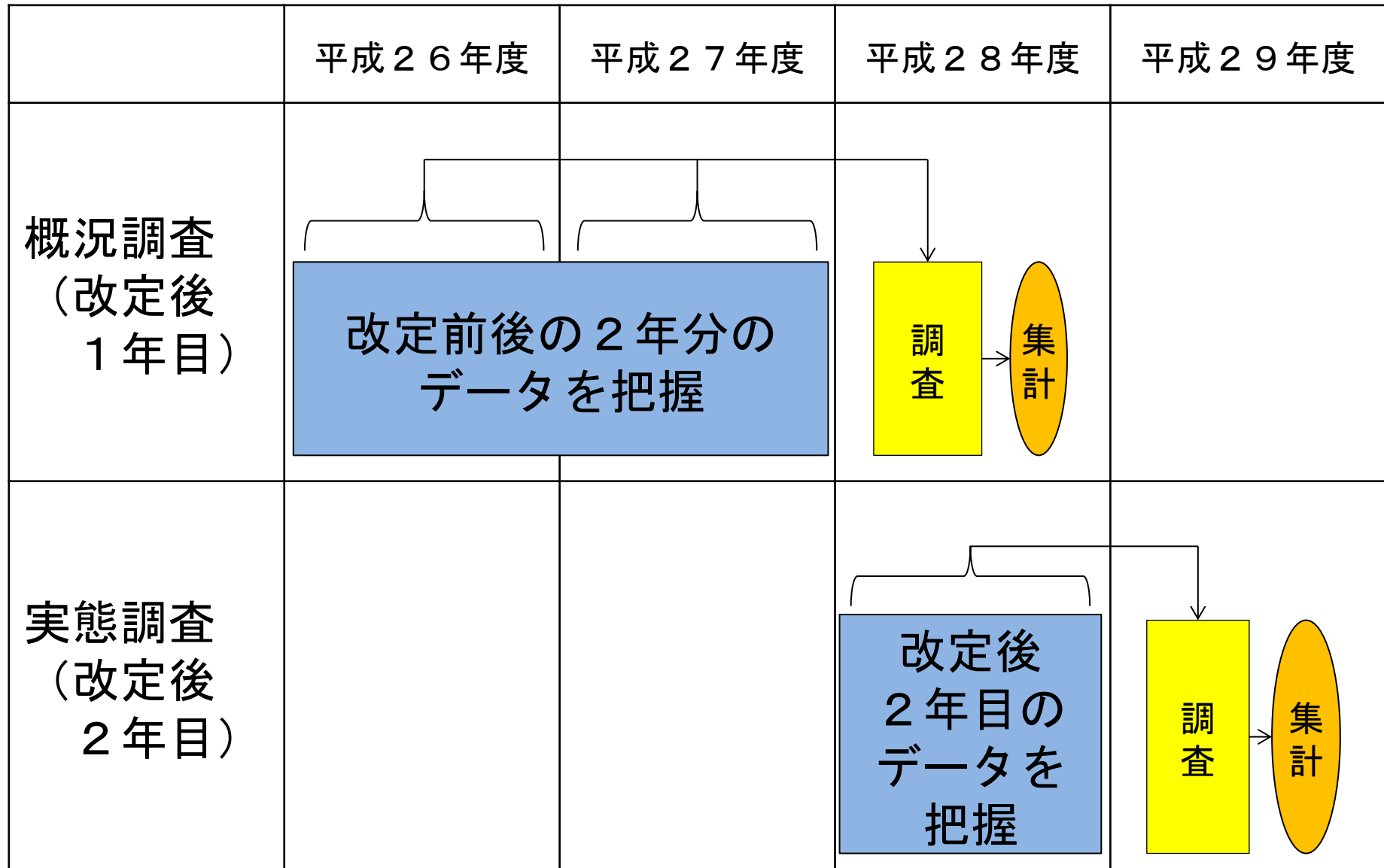


4. 分科会 での意見	○複数年のデータ把握 ・概況調査と実態調査で異なる事業所を対象とするのでは、2つの調査間の比較ができない。実態調査で3年分調査する等の方法もあるのではないか。
------------------------	--



5. 論点 整理	・複数年調査の実施時期と調査対象の期間について、どう考えるか。
6. 経営調 査委員会 で検討頂 きたい事 項	・複数年の収支等の状況を把握する場合、集計・分析項目が増加し、集計がこれまでより遅くなることが想定されることから、どのような影響が考えられるか。 ・実際の介護報酬改定の検討スケジュールを踏まえた具体案として、どのような対応が考えられるか。（1－①～③を踏まえ、イメージ（P10）のとおりとしてはどうか。）

イメージ（１つの例）



論点2 法人単位での収支等の実態把握

1. 現状	・ サービスごとの収支等を調査対象としている。 ※サービスごとに要する費用等の実態を明らかにするため、サービスごとの収支等の状況を把握。
2. これまでの指摘	・ 地域での介護を支えていくために採算部門と不採算部門をバランスさせていく、総合的な事業展開を視野に入れた報酬のあり方を検討すべき。 ・ 法人は借り入れ等を含め、経営しており、キャッシュフローなども把握する必要があるのではないか。
3. 論点	・ 介護報酬は、サービスごとに設定しているため、介護事業経営実態調査も、サービスごととしているが、法人全体の状況を把握することについて、どのように考えるか。 ・ 法人の事業のうち、介護保険事業のみを把握することが可能か。 ・ 介護保険事業全ての収支差率を把握したとして、どのような活用の仕方が考えられるか。 ・ 本部会計への繰入（法人本部に帰属する役員報酬等）について、現在も実額を費用に計上しているが、この取扱いについてどのように考えるか。



4. 分科会 での意見	○法人単位での収支等の把握について ・ サービスごとに報酬単価が決まっているのだから、調査を行う意味がない。 ・ 介護事業実態調査の趣旨にあっておらず無理があるのではないか。まずは、研究事業等で行ってみてはどうか。 ・ 法人単位では障害や保育等も含まれる。調査は介護保険事業に限定すべき。 ○キャッシュフロー等の把握について ・ キャッシュフローの取扱いについて医療経済実態調査を参考としたらどうか。 ・ 内部留保と借入れも把握して欲しい。 ・ 設備資金借入金の返済に係るキャッシュフローは報酬で勘案すべき。
------------------------	--



5. 論点 整理	・ 法人単位での収支等の実態把握の方策について具体的にどのような方策が考えられるか。
---------------------	--

6. 経営調査委員会
で検討頂
きたい事
項

- ・ 法人単位での収支等の実態把握について、その必要性をどのように考えるか。また把握するとした場合、どのような方策が考えられるか。
- ・ キャッシュフローの状況、内部留保や借入金の状況把握の具体的な活用方策（報酬改定で勘案するべきか、これらの数値を把握するメリットと記入者負担の増による有効回答減のリスク等）についてどのように考えるか。

論点 3 収支における介護報酬以外のものの取り扱い

1. 現状	・施設・居住系サービスについては、介護保険外のサービスも合わせて提供され、費用の按分が困難なことから、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支等の状況を調査している。
2. これまでの指摘	・現在の調査では、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支を調査している。介護報酬部分で比較をしていく必要がある。
3. 論点	・介護保険部分と介護保険以外の部分が一体的になっている場合に、切り分けて収支を把握することについて、どのように考えるか。 ・介護保険部分のみの収支の切り分けが客観的に可能か。



4. 分科会での意見	・切り分けられるのであれば、切り分ければよいと思うが、難しいと思う。 ・介護以外の収支を入れることは不適切。 ・介護事業実態調査の趣旨にあっておらず無理があるのではないかな。まずは、研究事業等で行ってみてはどうか。
------------	---



5. 論点整理	・介護報酬以外の収支による部分の取り扱いについて、介護報酬の収支との切り分け手法も含め、どのように考えるか。
6. 経営調査委員会で検討頂きたい事項	・介護事業と不動産等事業など、収支の按分が困難な事項を切り分けることについて、その手法も含めて、どのように考えるか。

論点 4 その他の指摘

- 介護報酬の設定については、税等の費用を控除する前の収支差率を用いているが、法人税が課税されている法人と非課税の法人では不公平ではないか。
- 収支差率を計算するに当たり、収入と支出から、国庫補助金等特別積立金取崩額を控除していることについて、どのように考えるか。

1. 分科会 での意見

- ・ 税や借入金元金の返済を考慮した上で収支差率を考えるべきである。



2. 論点 整理

- ・ 税制上の取扱い（課税・非課税）や国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについて、どう考えるか。

3. 経営調査委員会
で検討
きたい
事項

- ・ 介護サービスを担う事業者に対する現行の税制（法人税が課税されている法人と非課税となっている法人がある）を前提として、課税・非課税の取扱いと介護報酬との関係について、どのように考えるか。
- ・ 会計上は、国庫補助対象となった資産の減価償却費の計上に対応して、その同額を国庫補助金等特別積立金取崩額として収益計上することとなっている。一方、経営実態調査においては、事業者が得た補助金に相当する部分を除外した事業活動に関する収支を把握するため、収入・支出から、ともにこれらの額を除外しているが、これらの取扱いについてどのように考えるか。

論点5 集計精度の改善

1. 現状	・ 回収率の向上に向け、以下を実施 ✓ 小規模の事業者配慮し、回答用紙の簡素化 ✓ インターネットによる回答の受理 ✓ 問い合わせサポート体制の強化 ・ 有効回答率 (H20 : 33.7% → H23 : 30.9% → H26:48.4%)
2. これまでの指摘	・ 母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次回の調査に向けて改善を進めていく。 (平成26年経営実態調査の概要)
3. 論点	・ さらに回収率・有効回答率を上げる取り組みとして、どのような方策が考えられるか。



4. 分科会での意見	・ 意見なし
------------	--



5. 論点整理	・ さらに回収率・有効回答率を上げる取り組みとして、どのような方策が考えられるか。
6. 経営調査委員会で検討頂きたい事項	・ 調査対象期間等の検討と合わせて、回収率、有効回答率を上げる取組について、さらに検討することとしてはどうか。

これまでの介護事業経営実態調査の概要

	H 2 6 介護事業経営実態調査
調査の目的	介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査時期	H 2 6 . 4 (H 2 6 . 3 月 1 か月の収支等の状況)
全事業所数	1 3 6 , 0 5 2 施設・事業所
調査客体数	3 3 , 3 3 9 施設・事業所 (全事業所数に占める割合 : 2 4 . 5 %)
有効回答数	1 6 , 1 4 5 施設・事業所 (全事業所数に占める割合 : 1 1 . 9 %)
有効回答率	4 8 . 4 %

介護事業経営実態調査・介護事業経営概況調査の比較

	介護事業経営実態調査	介護事業経営概況調査	参考 医療経済実態調査 (医療機関等調査)
調査の対象	介護保険施設、居宅サービス事業者（介護予防含む）、地域密着型サービス事業所（介護予防含む）	介護保険施設、居宅サービス事業者（介護予防含む）、地域密着型サービス事業所（介護予防含む）	病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局
調査の周期	3年周期	3年周期	2年周期
調査時期	4月	7月	6月
調査の範囲	調査年の3月の1ヶ月の状況を調べる。	直近の事業年（度）の1年間の状況を調べる。	直近の2事業年（度）の2年間の状況を調べる。
調査の方法	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査
調査対象施設数	33, 339（平成26年）	15, 679（平成25年）	8, 983（平成25年）
有効回答施設数	16, 145（平成26年）	6, 540（平成25年）	4, 812（平成25年）
有効回答率	48.4％（平成26年）	41.7％（平成25年）	53.6％（平成25年）
公表時期	調査年の10月	調査年の12月	調査年の11月
抽出率	介護老人福祉施設 1／4 訪問介護・通所介護 1／5 居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護 1／10 等 サービスの種類により1／1～1／10で抽出している。	老人福祉施設、老人保健施設 1／4 訪問介護、通所介護 1／20 居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護 1／10 等 サービスの種類により1／1～1／40で抽出している。	病院 1／3（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1／1） 一般診療所 1／20 歯科診療所 1／50 保険薬局 1／25